

公務員宿舎借上(浜田地区)仕様書

1 目的

本件は、浜田海上保安部職員宿舎の用に供するため、島根県浜田市内に所在する賃貸物件(以下「物件」という。)を借り上げるもの。

2 借上期間

令和8年4月15日～令和9年3月31日

3 規格及び戸数

延面積 45 m²以上 70 m²未満の賃貸物件 1室

4 物件に附する条件

(1) 所在地

島根県浜田市内の物件で、次の住所から概ね 2 km (直線距離とするが川や海がある場合は橋を経由した距離。)程度の物件。

住所：島根県浜田市長浜町 1785-16

(2) 規格・面積

国家公務員宿舎法施行規則に定められた規格

c型(延面積 55 m²～70 m²未満)

に準ずる物件のうち極力上限に近いものとするが、条件に適合する物件の空きが皆無であれば下記物件のうち、極力上限に近い物件。

b型(延面積 25～55 m²未満)のうち、延面積 45 m²以上の物件

(3) 建物・設備等

① 構造・種別

木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、軽量鉄骨造で可能な限り築年数の浅い(フルリノベーション済み物件も可とする)物件

② 駐車場

敷地内又は近隣に戸数分の駐車場を確保可能な物件

③ 設備

専用浴室（シャワー有）、給湯設備、室内洗濯機置場、専用トイレ等ある物件

5 賃貸料

(1) 本契約で支払わない経費

①光熱水費（入居者負担）

②共益費の類（入居者負担）

③火災保険（入居者負担）

(2) 支払い方法

契約締結後、契約相手方からの請求書に基づき、3か月毎の前払い。

6 その他

事前に物件の詳細がわかる資料を次の担当者に提出のうえ本仕様を満たしている旨の確認を得る。

担当者 第八管区海上保安本部 総務部経理課

TEL 0773-76-4100（内線 2211）

本仕様に疑義が生じた場合は、担当者と協議する。